

令和6年度第6回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和6年9月9日（月） 午後2時30分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員（12名）

2番	眞 野 文 雄	3番	足 立 正 道
5番	牛 玖 良 一	6番	鈴 木 孝 徳
7番	林 重 孝	8番	山 崎 宏
10番	藤 崎 光 弘	11番	太田原 修
12番	江 川 昌 子	13番	三 門 増 雄
14番	兼 坂 仁	15番	石 田 和 久（議長）

4 欠席委員（3名）

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

主 査 大塚 孝

◎開 会

午後２時３０分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和６年度第６回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会の開催でございますが、令和６年１０月９日（水）、会場は佐倉市役所１号館６階 農業委員会会議室におきまして、午後２時３０分から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は１２名で、佐倉市農業委員会会議規則第７条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和６年度第６回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

なお、佐倉市農業委員会会議規則第１３条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しております。

◎会期の決定

日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日１日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

◎議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第２、会議録署名人の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号 12 番 江川 昌子委員、議席番号 13 番 三門 増雄委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 令和 6 年度第 6 次農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 令和 6 年度第 3 次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見
について

以上、3 議案でございます。

本総会については、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

◎議案第 1 号の説明

○事務局長

議案第 1 号につきまして、ご説明いたします。総会議案の 1 ～ 2 ページをご覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件について、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

それでは、議案第 1 号第 1 項につきまして、ご説明いたします。

申請者は、●●市●●の●●●●さん外 1 名です。

申請にあたっては、●●に住む●●●●さんが所有する●●の畑●●筆●●●●㎡の

うち●●●㎡に新たに木造２階建ての専用住宅を建設するために転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、●●の●●●●●に隣接する●●です。市街化区域に隣接する市街化調整区域内の１０ha未満の集団性がない農地であり、第２種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第１号第１項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●、●●様の代理で出席しました●●建築設計事務所の●●です。

今回は佐倉市●●●●●番●の畑に木造２階建ての専用住宅を建設するため申請いたしました。木造の２階建てで延べ面積は●●●．●㎡の住宅です。敷地は現在更地となっており簡単な造成計画で整地程度の盛土とし、隣地はコンクリートブロックにメッシュフェンスを建ててゴミの飛散防止に努めます。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○眞野委員

議席番号２番 眞野です。

市街化調整区域に住宅を建てるには色々と条件がありますが、市の都市計画との協議状況及び文化財調査はどうなっていますか。

○申請人

市街地整備課と協議をしまして、現在本申請中です。文化財の方は調査を終わっています。

○眞野委員

南側は低い土地になり宅地となりますが、法面の処置はどうなっていますか。

○申請人

敷地の一部を利用して法面に影響でないよう敷地設定の中で計画しています。

○眞野委員

最近はゲリラ豪雨で雨が相当降りますが、その処置は大丈夫ですか。

○申請人

法面からは離し、コンクリートブロックで土留めをし対処します。

○議長

ほかに質問がある方はございますか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第1号第2項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第1号第2項と第3項につきましては同一の権利者で隣接地の申請となりますので、一括で説明いたします。

申請者は、●●●●●●の●●●●●●●●●●で、太陽光発電事業を営んでおります。

申請にあたっては、●●●●●に住む●●●●●さんが所有する●●の畑●筆、●●●㎡に隣接する、●●●に住む●●●●●さんが所有する畑●筆●●●㎡を合わせた●●●㎡に新たに太陽光発電設備を設置するため、所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、●●●●●●●●と●●●との境近くの●●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第1号第2項、第3項許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●●●●●の代理人で●●●●●●●株式会社の●●●です。

●●●●●●●●は再生可能エネルギー事業を通じてCO₂削減に貢献するとともに、太陽光発電の普及・拡大を目指し、持続可能な社会の実現に取り組んでいます。譲渡人は相続により土地を取得し、土地の管理が難しい状況であることから太陽光発電所の計画に賛同のうえ本申請地を譲渡するものです。

設置する設備は、太陽光パネル144枚、パワーコンディショナー10台です。

排水は自然浸透とし、フェンスを設置します。埋め立て工事行わず整地工事のみ行います。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○眞野委員

議席番号２番 眞野です。

最近ゲリラ豪雨が発生し大雨が降りますが、場所が高台であり自然浸透で賄えますか。

○申請人

特に下を舗装等する予定はありませんが、自然浸透で賄えると思います。

○眞野委員

実際に雨が降ってみないとわかりませんが、高台であり、道路まで雨が流れるのではないかと思いますので、何かありましたら措置をするようお願いできますか。

○申請人

敷地内に小堰堤を設置することを考えています。

○眞野委員

盗難防止対策を伺います。

○申請人

銅線の盗難が多い、銅線のカットがしにくいよう物理的な対策をします。また、アラームを設置します。

○眞野委員

西側に木がありますが発電能力はあるのですか。

○申請人

東西両方が影になると支障はでるが、今回のシミュレーションでは支障はない。

○議長

他にございますか。

無いですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可相当と決しました。

お諮りいたします。

続きまして、議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第1号第4項の説明について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長

議案第1号第4項につきまして、ご説明いたします。

申請者は、●●●の●●●●●●●● ●●●●●●●株式会社で、自動車販売業を営んでおります。

申請にあたっては、●●に住む●●●●●さんが所有する●●の畑●●筆、●●●●㎡に新たに車両置場を設置するため、所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、●●●●●から●●●●●方面に向かった●●地先です。申請地に隣接する土地には既に会社が有する車両置場があります。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第1号第4項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、議案第1号第4項について、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●●●・●●●●●●の●●です。社長の●●●●●●●●●●です。

自動車の輸出事業を行っておりまして、主に●●に輸出しています。主に4 t ロングや大型トラックを扱っています。現在の場所では、車両の取り回しに手狭なため、たまたま隣の土地所有者にお声がけした所、了承が得られました。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番 鈴木です。

埋蔵文化財についてはどうなっていますか。

○申請人

文化課に届け出済みです。

○鈴木委員

前の道路は通学路になっていますので車両の出入りには注意してください。

○申請人

大型車の出入りに際は、誘導員を付けます。通学時間帯は特に注意いたします。

○林委員

議席番号 7 番 林です。

入口がコンクリート打ちの計画になっていますが理由を教えてください。

○申請人

現在の進入路が14mありコンクリートを打ってあるため、面を合わせました。

もし、問題があるようでしたら仕様を変更します。

○議長

他に何かございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第１号第４項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（贊成者举手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第１号第５項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第 1 号第 5 項につきまして、ご説明いたします。

申請者は、●●県●●市●●●の株式会社●●●●●●●●●●で、電気供給事業を営んでおります。

申請にあたっては、●●に住む●●●●●●さんが所有する●●の畑●筆

●●●●㎡に新たに太陽光発電設備を設置するため、所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、県道●●●●●線近くの●●地先です。申請地周辺は住宅が点在しており、市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われま

す。許可要件につきましては、議案第1号第5項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、議案第1号第5項について、事務局より説明がありました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●●●●●●●●●●●の●●●です。

弊社は電力小売り事業、発電施設の設置事業等を行っています。この度、佐倉市●●の畑に太陽光発電施設を設置するために申請をいたしました。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番 鈴木です。

最近、ゲリラ豪雨により大量の雨が降ります。場外に雨水や土砂が流出する恐れがあります。また、雑草の繁茂により周辺農地への悪影響も懸念されます。これらの点について、平常時、緊急時の管理体制についてお聞きします。

○申請人

雨水に対しましては、特段の対策はしておりませんが、要望があれば対応いたします。雑草については、年２回程度草刈りを行います。周辺の方々の要望に対しましては適宜対応いたします。また、年１回の定期点検の際に雑草等の状況によって自主対応いたします。

○鈴木委員

最近、銅線の盗難などが発生していますので、防犯体制について伺います。

○申請人

遠隔監視システムを設置していますので、盗難、落雷等に早急に対応します。

○三門委員

議席番号１３番 三門です。

参考までに伺います。会社は●●県ということですが、全国的にどの規模で展開されていますか。

○申請人

東日本地域ですと、群馬、栃木、埼玉、千葉で東京と神奈川を除いた関東地域です。

西日本地域ですと、九州、四国、山口県をメインに開発をしています。

○三門委員

太陽光パネルの耐用年数は２０年から２５年位とされていますが、更新時期が来たパネルはどう処理されますか。

○申請人

当社では産業廃棄物処理に関する事業も進めており、パネルの耐用年数の保証を２５年～３０年程度としております。国の動向に合わせ、パネルのリサイクルを進めてまいります。

○林委員

議席番号７番 林です。

国産の太陽光パネルは３０年という話がありましたが、今回つけるパネルはどこ産ですか。

○申請人

今回、使用するパネルは中国製です。

○林委員

パネルの設置方向を変えればモジュールの容量が増えるのではないか。

○申請人

真南を向けた方が発電効率は上がります。現計画の168枚も計算上ベストです。

○議長

ほかに質問はございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第１号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（替成者举手）———

挙手全員であります。

よって、議案第1号5項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第 1 号第 6 項の説明について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第1号第6項につきまして、ご説明いたします。

申請者は、●●●●●●の●●●●●●●●●●●●●●●●●で、太陽光発電による電気供給事業を営んでおります。

申請にあたっては、●●●●市●●●●に住む●●●●●さんが所有する●●の畑●●筆●●●㎡に新たに太陽光発電設備を設置するため、所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、●●●●●●と●●●●●●との間の●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第1号第6項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、議案第1号第6項について、事務局より説明がありました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●●●●●の●●です。

佐倉市●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡で、太陽光発電設備を設置します。パネル138枚、パワコン10台を設置します。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番 鈴木です。

最近、ゲリラ豪雨により大量の雨が降ります。場外に雨水や土砂が流出する恐れがあります。また、雑草の繁茂により周辺農地への悪影響も懸念されます。これらの点について、平常時、緊急時の管理体制についてお聞きします。

○申請人

雑草については、防草シートを敷きます。雨水については自然浸透で北側に排水溝があります。周辺の方にお聞きしたのですが、現況で水が大量に流れ出すということはないそうですので自然浸透とします。

○鈴木委員

最近、銅線の盗難などが増えています。近隣住民もおりますので防犯体制について伺います。

○申請人

防犯体制については、フェンスを設置し、防犯カメラを付けます。

○林委員

説明資料に土地利用計画にモジュールの数などの仕様の記載がなく、写真だけなのは何故か。

○事務局

申請書に添付される土地利用計画図などの添付資料については、申請者によって資料の仕様が異なっており、モジュールの数など使用が別の資料に記載されている場合があります。確認をいたしまして、後ほど使用をお知らせいたします。

○議長

他に質問はございますか。無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第1号6項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

◎議案第２号の説明

○事務局長

議案第２号につきまして、ご説明いたします。

総会議案３ページをご覧ください。

令和６年度第６次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしまして、使用貸借権の設定は、２件２筆、賃貸借権の設定は、９件１９筆、合計３８，８４４㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案３ページから６ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

本件の中で新規就農者に関するものが１件ございます。

今回、新規就農者を呼んでおります。

それでは、入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、今後の営農計画などについてご説明をお願いします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●、●●歳です。佐倉市の●●●に住んでいます。

私は農業を通じて、社会と環境に貢献し、地域社会を支えたいと考えています。営農計画としましては、露地でニンニク、ミニトマトを栽培する予定です。

販売計画ですがＪＡや直売所への出荷を予定しています。将来的にはインターネット販売を模索しています。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席番号 13 番 三門です。

兼業されているということですが、どういう仕事をされているのですか。

○申請人

家でリモート作業をしております、主にプレゼン資料を作成しています。

○三門委員

作業は奥さんと 2 人で行うのですか。

○申請人

はい。

○藤崎委員

議席番号 10 番 藤崎です。

作業場を作るまではどこで作業をするのですか。

○申請人

自宅の予備部屋がひと部屋あるので、それを使います。

○議長

他に質問はございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第2号は、決定と決しました。

続きまして、議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

総会議案7ページをご覧ください。

令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うため、農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画案の意見を聴取するものです。利用権の種類といたしまして、賃貸借権の設定は、1件2筆、1,579㎡でございます。いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案7ページから9ページをご参照の程、お願いいたします。

議案第2号 令和6年度第3次農用地利集積等促進計画（案）に対する意見に関する説明は以上になります。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。

何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番 鈴木です。

経営の面積と利用集積の面積が一緒ということは、新規就農ではない、更新ですか。

○事務局

新規就農ではなく継続です。

○議長

他にございますか。無いようですのでこれより採決をいたします。

お諮りいたします。

原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり意見なしと決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項です。

総会議案１０ページをご覧ください。農地法第３条の３第１項の規定による届出が２件、総会議案１１ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出が１件、総会議案１２ページをご覧ください。農地法第５条第１項第６号の規定による届出が４件、総会議案１３ページをご覧ください。農地法第１８条第６項の規定による届出が１件、総会議案１４ページをご覧ください。地目変更登記に係る法務局からの意見照会が３件となっております。

以上報告します。

○議長

本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和６年度第６回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。